

## 場内秩序保持及び市場への出入等に関する要領

高松市中央卸売市場（以下「市場」という。）の適正かつ円滑な運営を保持するための市場内の秩序保持及び市場への出入等については、高松市中央卸売市場業務条例（昭和 46 年高松市条例第 42 号。以下「条例」という。）第 74 条及び第 75 条に定めるもののほか、この要領によるものとする。

### 1 入場者の規制

市場内に入場する者は、次の各号に掲げる事項に従わなければならない。

- (1) 取引参加者及び出荷者が、車両で入場するときは、市長が交付する車両入場許可証（要領様式 7）を車両の正面に表示しなければならない。又は身分を証明するものを守衛等に提示しなければならない。
- (2) 市場内に駐車する車両は、指定する場所以外に駐車してはならない。
- (3) 運送業者、その他の者及び開場日以外に入場する者は、守衛等に申し出て、その指示に従わなければならない。
- (4) 市場内を走行する車両の速度は、時速 15km 以下とし、常に安全を確認して走行しなければならない。
- (5) 市場内において自動車は、駐車場を横断若しくは縦断し又は警笛をみだりに鳴らしてはならない。

### 2 車両入場許可証

車両入場許可証（要領様式 7）には、業種、売買参加者及び買出人については、届出番号を表示するものとする。

### 3 車両入場許可証の交付

- (1) 車両入場許可証の交付は、アからウの区分に応じて交付の手続きを行うものとする。

ア 条例第 29 条の規定により高松市中央卸売市場業務条例施行規則（以下「規則」という。）

第 21 条第 1 項の届出をした売買参加者、条例第 31 条の規定により規則第 23 条の届出をした買出人が車両で入場するときは、車両入場許可証交付申請書（要領様式 8）を市長に提出しなければならない。その交付決定をしたときは、市長は速やかに車両入場許可証（要領様式 7）を交付するものとする。

イ 出荷者が、車両で入場するときは、原則、車両入場許可証交付申請書（要領様式 8）を市長に提出しなければならない。その交付決定をしたときは、市長は速やかに車両入場許可証（要領様式 7）を交付するものとする。

ウ 卸売業者、仲卸業者及び関連事業者から市場の運営上必要があり車両入場許可証交付申請書（要領様式 8）の提出があった場合で、交付決定をしたときは、市長は車両入場許可証（要領様式 7）を交付するものとする。

#### 4 変更等の届出

- (1) 車両入場許可証の交付を受けている者で、申請書の内容に変更があった場合は、車両入場許可に係る変更等届出書（要領様式 9）を遅滞なく市長に提出しなければならない。
- (2) 入場者が交付を受けた車両入場許可証を紛失又は損傷により当該許可証の再交付を受ける場合には、車両入場許可証再交付申請書（要領様式 2）に損傷した車両入場許可証を添えて、市長に提出しなければならない。また、紛失又は損傷により返還できない場合は、申立書（要領様式 10）を提出しなければならない。
- (3) 車両入場許可証を使用しなくなった場合は、遅滞なく車両入場許可証に係る変更等届出書（要領様式 9）を市長に提出し、車両入場許可証を返還しなければならない。また、紛失又は損傷により返還できない場合は、申立書（要領様式 10）を提出しなければならない。

#### 5 禁止行為

条例第 75 条第 1 項の市場の秩序を乱し、又は公共の利益を害する行為とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 他人から物品を窃取すること。
- (2) 暴行、傷害、詐欺、横領又は脅迫等の行為を行うこと。
- (3) 他人の売買取引を故意に妨害すること。
- (4) ごみ類を不当に持込み投棄すること。
- (5) 建物及び器物を損傷すること。
- (6) 落書等により施設を汚損すること。
- (7) 許可なく市場施設にポスター、ビラ等を貼付すること。
- (8) 許可なくたき火等、火気を使用すること。
- (9) 危険物を持ち込み、又は使用すること。
- (10) 市場内での洗車及び使用許可を受けていない共用の水栓を使用すること。
- (11) 立小便等不衛生な行為をすること。
- (12) 運搬車等を所定の場所以外に放置すること。
- (13) せり業務中、買出人その他当該業務に関係のない者が卸売場に立入ること。
- (14) 許可なく卸売場内に自動販売機等を設置すること。

- (15) この要領に違反し、又は市職員及び守衛等の指示に従わないこと。
- (16) 指定した喫煙所以外で喫煙すること。
- (17) 買受人が、卸売業者又は仲卸業者から買い受けた物品を、長時間放置すること。
- (18) 近隣住民に配慮しない行動すること。
- (19) 上記の行為に付随する市場秩序を乱す行為を行うこと。

附 則

この要領は、昭和 53 年 1 月 17 日から実施する。

附 則

この要領は、昭和 55 年 10 月 1 日から実施する。

附 則

- 1 この要領は、昭和 60 年 4 月 1 日から実施する。
- 2 第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 4 号については、青果部、水産物部及び花き部に限って適用する。
- 3 青果棟、水産物棟及び花き棟に出入りする他部の卸売業者、仲卸業者及び売買参加者は、所定の記章を着用するものとする。

附 則

この要領は、平成 9 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 27 年 4 月 17 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 2 年 6 月 21 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行の際現に車両入場許可証の交付を受けている者は、この要領による交付を受けた者とみなす。

(表)

高松市中央卸売市場  
車 両 入 場 許 可 証

高松市長

(裏)

1. 市場内に入場するときは、車両入場許可証を車両の正面に表示してください。
2. 車両入場許可証交付申請書に記載した事項に変更がある場合は、車両入場許可証に係る変更等届出書（要領様式9）により、市長に届け出てください。
3. 車両入場許可証を使用しなくなった場合は、遅滞なく市長に返還してください。

年 月 日

(宛先) 高松市長

高松市中央卸売市場  
 卸売業者  
 仲卸業者(許可番号 )  
 売買参加者(届出番号 )  
 買出人(届出番号 )  
 住 所  
 氏 名 ㊟  
 (法人にあっては、主たる事務所の  
 所在地並びに名称及び代表者の氏名)

車両入場許可証 交付 申請書  
 再交付

車両入場許可証の 新規 再 交付を受けたいので、場内秩序保持及び市場への  
 出入り等に関する要領 第3項第1号 第4項第2号 の規定により申請します。

1 申請事項

車両登録 番号	住所	氏名	車種	交付を受ける 理由
			四輪・二輪・ 自転車	

注 車両登録番号欄については、ナンバープレートに記載されている情報を記載してください。なお、自転車で入場する場合は、車両登録番号欄に記載する必要はありません。

年 月 日 交付

年 月 日

(宛先) 高松市長

高松市中央卸売市場  
 卸売業者  
 仲卸業者(許可番号 )  
 売買参加者(届出番号 )  
 買出人(届出番号 )  
 住 所  
 氏 名 印  
 (法人にあつては、主たる事務所の所在地  
 並びに名称及び代表者の氏名)

車両入場許可証に係る変更等届出書

車両入場許可に係る申請書の記載事項に変更がありましたので、次のとおり届け出ます。

1 申請書の記載事項の変更

変更事項	変更内容	
車 両 登 録 番 号	(新)	
	(旧)	
入 場 す る 者 の 住 所	(新)	
	(旧)	
入 場 す る 者 の 氏 名	(新)	
	(旧)	
車 種	(新)	四 輪 ・ 二 輪 ・ 自 転 車
	(旧)	四 輪 ・ 二 輪 ・ 自 転 車

2 車両入場許可証を使用しなくなった場合

使用しなくなった年月日	年 月 日
使用しなくなった 車 両 登 録 番 号	

注

- 1 車両登録番号欄には、ナンバープレートに記載されている情報を記載してください。
- 2 車両入場許可証を使用しなくなった場合は、速やかに車両入場許可証を返還してください。

年 月 日

(宛先) 高 松 市 長

高 松 市 中 央 卸 売 市 場  
卸 売 業 者  
仲 卸 業 者 (許 可 番 号 )  
売 買 参 加 者 (届 出 番 号 )  
買 出 人 (届 出 番 号 )  
住 所  
氏 名 ④  
(法人にあつては、主たる事務所の  
所在地並びに名称及び代表者の氏名)

## 申 立 書

この度、私の不注意により 車両入場許可証 を亡失してしまい、大変なご迷惑をおかけし、誠に申し訳ありませんでした。

今後は、このようなことがないように十分注意いたします。

なお、亡失した車両入場許可証 が発見された場合は速やかに返却することを誓約いたします。